

消防用設備等の定期点検 について - 西日本防災システム

消防法では 防火対象物の関係者（所有者、管理者、占有者）は対象物に設置されている消防用設備を定期的に点検し  
その結果を消防長又は消防署長に報告する事が義務付けられています。 消防法第17条3の3

Q 点検や報告はどうして必要なの？

消防用設備は消防法で定められた防火対象物に、定められた設備の設置を義務付けています。それはその対象物の用途や、床面積、収容人員などを考慮して決定されています。つまりその防火対象物内にいる人々を火災から守るために必要最小限な設備を要求しています。これらの設備が万が一の火災発生時に滞りなく潤滑にその機能が発揮できるように、常に維持管理されていなければなりません。その運用管理の一環としての点検、報告です。



Q 誰が点検するの？

防火対象物の用途やその規模によって、次のように決められています。 消防法施行令第36条第2項

◆ 消防設備士又は消防設備点検資格者が行なわなければならない防火対象物

- ① 特定防火対象物で延べ面積が1,000㎡以上の防火対象物
- ② 非特定防火対象物で延べ面積が1,000㎡以上の防火対象物で、消防長又は消防署長が指定した防火対象物
- ③ 避難階以外の階に特定用途が存する防火対象物で、階段が2以上設けられていないもの

◆ 防火対象物の関係者自らが行う防火対象物

上記①②③以外の防火対象物

御自分で点検されても良いのですが、様々な知識が必要であったり、万が一の事を考えますと、業者に依頼されたほうが良いかも！

特定防火対象物って？ ➡



消防用設備等の定期点検 について - 西日本防災システム

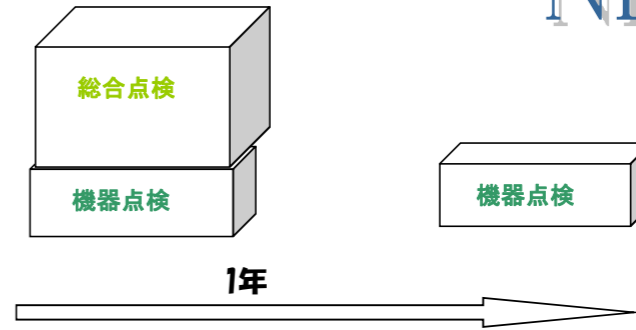


Q 点検時期と回数は？

機器点検を6ヶ月ごとに、総合点検を12ヶ月ごとに 行ないます。

消防法施行規則第31条の6

機器点検



Q 点検報告はいつ？何回？

特定防火対象物は1年に1回（総合点検分） 非特定防火対象物は3年に1回 消防用設備等点検結果報告書を提出します。



Q 点検の結果 不具合があれば？

点検の結果不具合が見つければ、速やかに改修する必要があります。不具合内容によっては、消防設備士でなければ  
できない工事や整備がありますので、点検業者に確認を！

Q 点検報告の義務違反をすれば？

点検結果の報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合、30万円以下の罰金又は拘留。

消防法第44条第7号の3



Q 適正な点検業者はどこに？

悪質な不良業者が全国のあちこちで不正行為を行なっています。  
お住まいの管轄消防署かお住まいの地区の消防設備安全センターで名簿をお取り寄せください。



こんな奴らに気をつけて!



西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ →

# 消防用設備等の定期点検

## ★ その他の点検について

消防用設備等の点検は 総合点検、機器点検を それぞれ毎年実施しますが、特別に次の様な点検・試験も必要です。

### ★ 屋内消火栓設備などの消防ホースに関して

屋内消火栓設備などの消防用ホースは製造から**10年**を経過したものは、3年毎に**耐圧点検（試験）**が必要です。

10年を経過したものは耐圧試験をせずに、費用は高みませんが、新規に入れ替える方法もあります。  
新規に入れ替えますと以後10年は耐圧試験を実施する必要がありません。

参考：消火栓ホースの耐圧試験



### ★ 連結送水管などの耐圧試験に関して

**10年**を経過した連結送水管設備は3年毎に**耐圧試験**を実施する必要があります。

参考：連結送水管の耐圧試験 →



### ★ ガス系消火設備の容器弁耐圧試験に関して

ガス系消火設備の容器弁の安全性点検について 改正（告示化）されました。

参考：消防庁告示第19号 →

### ★ 消火器の耐圧性能点検に関して

10年を経過した消火器の**耐圧性能点検**が義務付けられています。

参考：消火器の耐圧性能点検 →

### バルブ類の開放点検に関して

ガス系消火設備及び移動式3種の点検基準が改正されました。

参考：点検基準の改正について →

